

厚生労働省
令和5年5月9日
07時00分現在

石川県能登地方を震源とする地震について（第10報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 5月5日 14:42 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

- (1) 医療関係全般

5月5日 石川県 14:42 EMIS 警戒モードに切り替え。

5月5日 石川県 EMIS 警戒モードに切り替え。

5月5日 富山県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月8日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 福井県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月8日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 新潟県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月8日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 長野県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 岐阜県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 静岡県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 滋賀県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 愛知県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 東京都 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 神奈川県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 千葉県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 群馬県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 栃木県 EMIS 警戒モードに切り替え。

→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）

5月5日 茨城県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)
5月5日 京都府 EMIS 警戒モードに切り替え。
→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)
5月5日 大阪府 EMIS 警戒モードに切り替え。
→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)
5月5日 和歌山県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)
5月5日 奈良県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)
5月5日 山梨県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)
5月5日 兵庫県 EMIS 警戒モードに切り替え。
→5月5日 EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)

- (2) 医療施設の被害状況 (EMIS 及び県庁情報) (5月9日5時30分現在)
1 病院において漏水があったが、5日18時頃復旧済みであり、診療体制に影響なし。

- (3) DMAT 派遣状況 (5月9日5時30分現在)

関東ブロック、近畿ブロックの DMAT に対して、自動収集基準が適応され、各地で待機状態となつたが、解除した。

<各地の DMAT 活動>
石川県 活動総数0隊

5月5日に活動終了済み。

3 生活衛生・食品安全関係

- (1) 水道の被害状況 (5月7日14時00分現在)

① 断水の状況

石川県珠洲市における断水はすべて解消済み。

4 社会福祉施設等関係

- (1) 高齢者関係施設の被害状況

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

※ その他、特養で入浴中に1名転倒（軽傷）（施設内で対応済み）。

- (2) 障害者関係施設の被害状況

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(5/5)
現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(5/5)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(5/5)。

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 被災者の健康管理

・石川県に対し、保健所の被害状況の確認と保健活動に関する状況の確認、連絡体制の確保を要請(5/5)。現時点では保健所の被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請(5/5)。

(4) 避難所におけるマスク着用や手指衛生、換気の徹底、コロナ検査キットの活用、発熱、咳の症状のある人や濃厚接触者の避難といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した。「令和5年石川県能登地方を震源とする地震に係る感染症予防対策等について」(令和5年5月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡))(5/5)

(5) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出(5/6)。

※ 「【事務連絡】令和5年石川県能登地方を震源とする地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和5年5月6日付け関係課連名事務連絡)

6 地方支分部局関係

- (1) 都道府県労働局
職員及び庁舎いずれも被害無し
- (2) 地方厚生局
職員及び庁舎いずれも被害無し

7 障害者支援関係

- (1) 被災した要援護障害者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（5/5石川県）
- (2) 障害者の安否確認等について
市町村が障害者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を石川県に周知。（5/5石川県）
- (3) 指定就労継続支援 A型事業者の運営に関する基準の取扱い等について
被災した就労継続支援 A型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（5/5石川県）
- (4) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について
特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（5/8石川県）

8 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（5/5）。
※「令和5年石川県能登地方を震源とする地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和5年5月5日付け保険局医療課事務連絡）を送付（5/5）。
- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和5年5月5日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（5/5）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害に関する後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和5年5月5日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（5/5）。

○ 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（5/5）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（5/5）。

※「令和5年5月5日の石川県能登地方を震源とする地震に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和5年5月5日付け保険局医療介護連携政策課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）を送付（5/5）。

9 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（5/5石川県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（5/5）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（5/5）。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（5/5石川県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（5/5）。

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（5/5石川県）。

(4) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（5/6）。

10 労働災害等関係

(1) 労働災害の発生状況・事業場の被災状況

5月9日6時時点では被害報告無し。被害情報を把握次第、随時情報を更新。

(2) 原発の被災状況

志賀原発（石川）については、

・発電所施設に問題はなし

・外部への放射線漏れは問題なし（モニタリングされず。）

その他原発については、現時点で各局からの報告なし。

なお、原子力規制委員会からの配信メールで各原発とも異常なしの情報があり。

(3) 厚生労働省関係施設（労災病院等）の職員、利用者、施設の被災状況（特に医療体制への影響、医療体制確保の状況等）

5月9日6時時点では被害報告無し。被害情報を把握次第、随時情報を更新。

(4) 労働基準関係

労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（5/8）

11 災害ボランティア関係

○ 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、1県1市であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
石川県	珠洲市	5月6日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

12 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、市町村に対しても周知（5/8）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和5年5月8日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

- 年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（5/8）

1 3 雇用関係

- 雇用保険関係

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示（5/8）。（事務連絡「令和5年石川県能登地方を震源とする地震に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

1 4 消費生活協同組合関係

- 共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。（5/8）

以上